

掛川市規則第21号

市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月31日

掛川市長

(別紙)

市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則（平成27年掛川市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表伊村副市長の項中「（次項第2号に掲げる事務を除く。）」を削り、「危機管理部」を「大東支所、大須賀支所」に改め、同表浅井副市長の項中「健康福祉部」を「市民協働部、健康福祉部」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 危機管理部に属する事務

第4条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。